

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第402号）

〔 人事評価関係資料公開請求拒否決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年9月24日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った公開請求拒否決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年2月28日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

令和2年11月頃に、大阪府〇〇部〇〇室〇〇室長が、〇〇課〇〇に係る「診療情報提供書」の原本又は写しに、「分限処分は〇〇が〇〇回必要（〇〇年）」と手書きした会議等の際の日時、場所、当日の関係（参加）者等がわかる全ての資料及び関係（参加）者間で交わされた本府の公開基準を満たす電子メール、議事録、職員のメモ、その他関係する資料の全て。

- 2 同年3月12日付けで、実施機関は、条例第13条第2項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。

（公開請求を拒否する理由）

本決定は、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、同条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が侵害されることとなるため。

- 3 同年5月17日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

本件は、令和2年11月頃における〇〇部〇〇室長〇〇氏が、部下である〇〇課〇〇（請求人）に係る庁内の公文書に「分限処分は〇〇が〇〇回必要（〇〇年）」と記入した件につき、全ての関係資料や関係会議に関する全記録等の公開を求めたものである。

本件は、単なる公文書への無関係な事項の不適切な書込みだけでなく、人事評価制度を歪め、悪用して公務中に職員を分限処分に追込む画策をしていたとの疑いが濃厚な非違行為とも言える悪質極まりない行為を明らかにする意味において、本公開請求は必要不可欠なものである。

処分庁はこうした非違行為の露見を恐れ、自らの保身のために情報公開制度における公開拒否を行っているに過ぎず、その態度は庁内の綱紀粛正や職場秩序の維持の観点から認め難いものであり、本件に係る全ての情報は直ちに公開されるべきものである。

なお、当該書込みが〇〇室長のものであることは、部下の〇〇課〇〇課長補佐が認めており、疑いの余地はありません。（所属や補職名は、令和2年度のものです。）

【添付資料】資料1 〇〇室長の非違行為（疑い）に係る資料（添付略）

資料2 「資料1」が〇〇室長の書込みであることを示すメール（写し）（添付略）

2 反論書における主張

- (1) 本件は当時の〇〇室長が庁内の公文書に「分限処分は〇〇が〇〇回必要（〇〇年）」と記載した非違行為に係る全ての関係資料や関係会議に関する全記録等の公開を求めたものである。
- (2) 請求人は当該記載の対象が請求人自身であるため、幾度となく〇〇室長本人に説明を求めたが、いずれも黙殺され回答が得られなかったため、やむなく本件公開請求に至ったものである。
- (3) 〇〇室は今回、当該非違行為を「人事に関すること」とした。
- (4) 当該「〇〇」は人事評価をさす以外になく、またこれは年度末の人事評価を控えた前年10～11月頃の行為であることから、この時期から〇〇評価を下すことを企図していたとみなされ、これは人事評価制度を悪用して請求人を著しく不利益な立場に追い込む、極めて不当で悪質な許しがたい非違行為である。
- (5) 今回、〇〇室がこれを「人事に関すること」としたことは、〇〇室ではこうした不当な人事が横行していることが白日のもとにさらされただけでなく、人事の扱いとすることで関係資料等の公開を拒み、こうした不当な事実を隠蔽しようとする姿勢が明らかとなった。
- (6) よって、本手続きを通して、当該非違行為の全貌が明らかになり、それが関係者の嚴重な処分につながり、庁内秩序の回復と保持、そして条例の趣旨である「公

正かつ適切な業務の執行のため」に資することとなるのである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

条例第9条は、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならないと規定しており、同条第1号では、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものと定めている。

本件行政文書は個人の人事に関する情報であることから、当該行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため、条例第10条第1項第2号の公開から除く文書に該当する。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張

本件請求に記載の「〇〇が〇〇回必要」とは、職員の人事評価制度に関することであり、分限処分については、条例や職員向けの資料などで周知されている。

請求内容に条例第9条第1号の情報が含まれていることから、本件請求に対して公開又は非公開の決定を行うと、当該情報を公開することになるため、公開請求拒否決定を行ったものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を

確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害し、あるいは、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 条例第12条について

条例第12条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる条例第8条又は第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めたものである。

「第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる個人情報を開示することとなるとき」とは、請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり、適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合をいう。

特定の個人に係る「診療情報提供書」が存在することを前提に非公開決定（部分公開決定を含む。）をして通知すること又は当該行政文書を実施機関が管理していない旨の不存在による非公開決定をして通知することにより、特定の個人が診療を受けているという事実の存否が明らかになるところ、特定の個人が診療を受けているという事実が、条例第9条第1号に該当しないか検討する。

なお、条例第12条の運用にあたっては、請求に係る行政文書の存否が明らかになることによって生じる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的かつ客観的に判断することが求められる。

(2) 条例第9条第1号について

同号の個人情報とは、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、
- ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、

・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。

(3) 条例第9条第1号該当性について

審査請求人は、〇〇部〇〇室室長が、特定の個人に係る「診療情報提供書」に「分限処分は〇〇が〇〇回必要(〇〇年)」と手書きした会議等に関する資料や、関係者間のやり取り等の資料の公開を求めている。

本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号の個人情報を開示することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないか、要件アからウの該当性を検討する。

まず、本件請求は〇〇という、特定の個人に係る情報を求めるものであるから、要件ア及び要件イに該当する。

さらに、本件請求は、〇〇に係る診療情報提供書があることを前提として、関係する資料を求めるものである。診療情報提供書には、特定の個人の病状に関する記載があるため、この書類の存在自体が、当該個人が診療を受けていることを示すものであり、このような情報は、個人の健康状態に関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。したがって要件ウに該当する。

(4) 条例第12条の該当性について

本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号の個人情報を開示することとなり、同号によって保護すべき個人のプライバシーが損なわれることになるため、条例第12条の要件に該当し、実施機関による本件処分は妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、「処分庁はこうした非違行為の露見を恐れ、自らの保身のために情報公開制度における公開拒否を行っているに過ぎず、その態度は庁内の綱紀粛正や職場秩序の維持の観点から認め難いものであり、本件に係る全ての情報は直ちに公開されるべきものである」と主張する。

しかし、処分庁が公開請求拒否決定を行ったのは、本件請求内容に条例第9条第1号の個人情報が含まれ、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、当該個人情報を公開することになるとの理由であり、本件処分は妥当であると認められることから、審査請求人が主張する理由をもって公開請求拒否決定を行ったものとは認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子